



遠野市新型コロナウイルス感染症経済対策事業
**遠野市中小企業等事業資金緊急対策事業費補助金の
 令和4年分の延長のお知らせ**

遠野市内の中小企業、小規模事業者が新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるための資金繰りを支援する補助制度を、令和4年（2022年）12月の融資まで補助対象期間を延長します。

【補助対象者】

令和4年1月から12月までの間に、新型コロナウイルス感染症等に起因する資金繰り対策で融資を受けた遠野市内に事業所(住所)を有する中小企業等

(交付対象者の条件)

- ① 遠野市内に事業所を有すること。
- ② 認定支援機関（金融機関）の支援を受けていること。
- ③ 市税（法人市民税又は固定資産税）を納税し、かつ、市税の滞納をしていないこと ほか

【補助金の交付対象、補助率等】

[補助金の交付対象]

金融機関	交付対象となる融資資金	申請方法
・日本政策金融公庫 ・商工組合中央金庫	○新型コロナウイルス感染症特別貸付	事業者が申請
・岩手銀行遠野支店 ・東北銀行遠野支店 ・北日本銀行遠野支店 ・盛岡信用金庫遠野支店 ・花巻信用金庫宮守支店	○岩手県新型コロナウイルス感染症対策資金融資 ○遠野市中小企業振興資金融資 (ただし、新型コロナウイルス感染症に起因する融資資金に限る。)	融資を受けた各金融機関を通じて申請

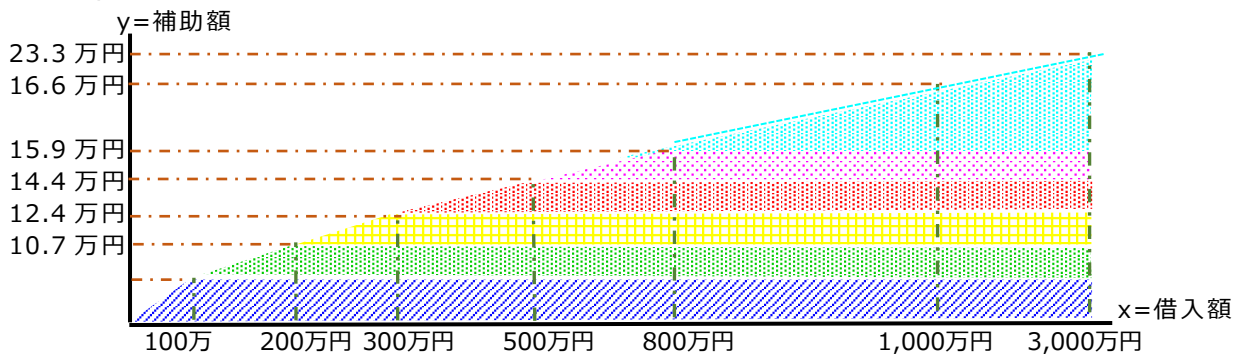
[補助率及び補助上限額]

1 / 14 以内（上限 100万円）

*ただし、1事業者当たりの融資を受けた額が100万円を超えるときは、それぞれの金額に応じた補助率が適用されます。

借入額 200万円以下	…補助率	1 / 28
300万円以下	…補助率	1 / 56
500万円以下	…補助率	1 / 100
800万円以下	…補助率	1 / 200
800万円超	…補助率	1 / 300

(グラフ) 借入額に応じた補助金交付額



[補助金申請のポイント]

- ・市内の金融機関から融資を受けた事業者は、金融機関を通じて申請が行えます。
- ・新型コロナウイルス感染症特別貸付を受けた事業者が補助金を受けようとするときは、直接 遠野市役所（産業部 商工労働課）に補助金交付申請書を提出してください。
- ・令和2年度及び令和3年度に、この補助金の交付を受けている事業者で、令和4年1月以降に追加の融資を受けている場合は、令和2年2月以降に融資を受けた額を通算した金額に応じて補助率及び補助上限額を適用した上で、当該令和4年1月以降に融資を受けた金額に対して、補助金の額を算定します。